

業務委託仕様書

1. 業務の名称

第50回「堺まつり」開催に伴う警備業務

2. 業務の目的

堺まつりの開催に伴う来場者への案内及び整理、危険行為の注意・排除、夜間会場の火災・盗難等の予防警戒、会場周辺道路の違法駐車との排除と交通整理、来場者・関係者駐車場の管理・誘導を行う。

3. 業務の期間

契約締結日～令和5年10月16日（月）

【堺まつり前夜祭 10月14日(土) 堺まつり開催日 10月15日(日)】

4. 会場・区域等

(1) 利休のふるさと大茶会会場

南宗寺会場(14日)及びその周辺、さかい利晶の社会場(15日)及びその周辺

(2) 前夜祭会場

市民交流広場及びその周辺

(3) 資材置き場（場所未定）

1～2ヶ所を予定

(4) 関係者駐車場

堺市役所（正面、地下、立体）、堺地方合同庁舎南側、拘置所南側など6箇所程度を予定

(5) 駐輪場

- ・ 郵便局東側、拘置所南側、堺市役所西側、内川河川敷、土居川公園など、6箇所程度を予定
- ・ 大道筋歩道上放置自転車対策区域（大道筋南行き車線大小路交差点から北方向に1ブロックの歩道上）1箇所

(6) 夜間警戒を必要とする区域

- ・ 市役所ゾーン
- ・ 大小路筋(堺東南口交差点～市之町西2交差点)、大道筋(南行き車線、大小路交差点～宿院交差点)

(7) 各会場（11会場程度）

- ・ 市役所ゾーン（市民交流広場及びその周辺）
- ・ 大小路筋（堺東駅前～堺駅前）、大道筋（南行き車線、大小路交差点～宿院交差点）、内川河川敷及びその周辺

(8) 堺山之口商店街

- ・ 堺山之口商店街内

(9) 堺まつりふとん太鼓連合保存会に関する会場、区域

- ・ 前夜祭 大小路筋（堺東駅南口交差点～大小路橋交差点）
堺地方合同庁舎前（夜間警戒を含む。）
- ・ 本祭 大小路筋会場（大小路交差点から3ブロック）
堺地方合同庁舎前から大小路筋会場まで6単組の移動、大小路筋会場から
さかい利晶の杜までの移動およびさかい利晶の杜から国道26号まで2単組
の移動、計3回の移動を含む。

- (10) 火縄銃保存会に関する会場、区域
発砲場所（オープニング会場1回、特設会場6回の計7回発砲予定）
待機ブース
- (11) 交通規制対策に関する区域
大小路筋、大道筋及びその周辺
- (12) 沿道バリカー等の設置及び撤去を必要とする区域
大小路筋、大道筋及びその周辺

※ ただし、警備の人数については、発注者と協議し決めること。

5. 業務内容（警備関係）

- (1) 警備地区内のイベント等の案内、来場者整理、緊急時の対応
来場者へのイベント・施設等の案内と安全確保のための整理を行い、病人・けが人・
迷子等を発見した場合は必要な対応をとるとともに、火災・犯罪・雑踏事故等が発生し
ないように注意すること。
緊急事態が発生した時、または発生する恐れがあると判断した場合は、必要な臨機の
処置をとるとともに、速やかに堺観光コンベンション協会（以下「協会」という。）に連
絡すること。
- (2) 警備地区内での危険行為者への注意及び排除
来場者及び関係者、警備地区内の設置物等への危険・妨害行為については、口頭によ
り注意を行うとともに、必要に応じて排除を行うこと。この場合、相手に傷害等を負わ
せることのないよう注意すること。
- (3) 夜間等における各会場、「ふとん太鼓」及びその周辺の火災・盗難等の予防警戒
夜間等において、火災・盗難等により行事開催に支障をきたさないよう下記について
予防警戒を行うこと。
- ・ 危険物の有無の確認及び処理
 - ・ 物品等の監視
 - ・ その他警備上必要と認められる事項
- (4) 違法駐車等の予防警戒と交通整理、来場者等の安全誘導、関係車両通行時の安全誘導及
び一般車両の進入排除
協会が指定する箇所への違法駐車等の予防警戒を行うとともに、周辺の交通整理及び来
場者等の安全誘導を行う。
搬入・搬出車両等及び関係車両通行時には来場者・一般通行車両の安全誘導を行うと
ともに、一般車両の会場内への進入を排除すること。
- (5) 駐車場・駐輪場利用者への安全誘導及び案内
駐車場出入り時における車両・歩行者への安全誘導を行い、駐車場・駐輪場近辺の混

雑による周辺道路の渋滞の予防・緩和を行うこと。

(6) その他

業務受託者が警備上必要と判断する事項については、協会に対して報告するとともに、臨機の処置をとること。

5-2. 業務内容（警備資材設置及び撤去関係）

(1) カラーコーン、ラバーコーン、リングバー等の設置

協会の指定する箇所に駐車禁止表示を貼り付けたカラーコーン等の設置及び撤去を行うこと。

(2) カラーコーン、ラバーコーン、リングバーの運搬

協会が指定する箇所に同上資器材の運搬を行うこと。

6. 業務体制及び主要任務

(1) 利休のふるさと大茶会会場

【開催日】●南宗寺会場 14日（土）

●利晶の杜会場 15日（日）

両日ともに 8：00から17：00まで

- ・ 来場者の安全誘導
- ・ 南宗寺会場内雑踏整理及び事故未然防止
- ・ 搬入搬出時における南宗寺及びその周辺の車両の安全誘導
- ・ 南宗寺出入口における安全誘導
- ・ 不審不法行為の防止及び盗難予防

(2) 前夜祭会場

令和5年10月14日（土）9：00から22：00まで

- ・ 雑踏整理及び事故未然防止
- ・ 出演・出場者、関係車両等の安全入場の誘導及び雑踏整理
- ・ 会館内来場者の安全誘導及び事故未然防止
- ・ 周辺道路における駐車禁止及び安全誘導

(3) 資材置き場

資材設置日から10月16日（月）12：00まで

- ・ 関係車両の安全誘導及び事故事前防止
- ・ 不法行為の防止及び盗難予防
- ・ 車両等の出入時の安全誘導

(4) 関係者駐車場

令和5年10月14日（土）08：00から10月15日（日）21：00まで

- ・ 不法行為の防止及び盗難予防
- ・ 車両等の出入時の安全誘導

(5) 駐輪場

令和5年10月14日（土）15：00から10月15日（日）21：00まで

- ・ 駐輪出入時の安全誘導、不法行為の防止、事故未然防止
- ・ 大道筋歩道上の放置自転車の整理

(6) 夜間警戒を必要とする区域

令和5年10月14日（土）18：00から10月15日（日）10：00まで

- ・ 前夜祭終了後の市役所ゾーンのテント等資材の保全、不法行為の防止及び事故未然防止
- ・ 関係会場周辺（主に大小路筋、大道筋南行き）の駐車排除及び歩道上に設置されたテントの保全及び事故未然防止

(7) 各会場

令和5年10月15日（日）9：00から18：00まで

- ・ 来場者の安全誘導
- ・ 車道横断の禁止場所、各ゾーン間の交差点横断時の安全誘導及び陸橋上の安全誘導
- ・ 陸橋及び陸橋下の雑踏整理及び会場への案内誘導
- ・ 出演・出場者、関係車両(展示車両を含む)等の安全誘導及び事故防止
- ・ 展示物に対する盗難、損壊等の危害防止
- ・ 各ゾーン会場の安全規制及び不法行為の防止
- ・ 車両通行禁止に伴う車両の案内及び安全誘導
- ・ 阪堺線交差点上の安全対策及び事故未然防止

(8) 堺山之口商店街警備

令和5年10月15日（日）9：00から18：00まで

- ・ 来場者の安全誘導

(9) ふとん太鼓連合保存会に関する会場、区域

令和5年10月14日（土）12：00から15日（日）17：00まで

ふとん太鼓の担ぎ合い等運行に関する安全確保及び雑踏整理

- ・ 14日(土)12：00から15日(日)10：00まで、合同庁舎前に展示しているふとん太鼓の保全及び周辺の雑踏・交通整理（夜間警戒を含む。）
- ・ 14日(土)18：30から21：00まで大小路筋（堺市役所前道路）の交通規制にともなう雑踏・交通整理
- ・ 15日(日)10：00から17：00まで、ふとん太鼓の移動時（市役所前から大小路筋（大小路交差点付近）までの間、大小路交差点付近から利晶の杜までの間およびさかい利晶の杜から国道26号までの間）の先導・雑踏・交通整理
- ・ 15日(日)11：00から16：00まで大小路筋（大小路交差点から3ブロック）の交通規制にともなう雑踏・交通整理

(10) 火縄銃保存会に関する会場、区域

15日(日)の10：00から16：00まで

- ・ オープニング会場、特設会場での安全確保、雑踏整理、火縄銃等の盗難防止
- ・ 待機場所からオープニング会場、特設会場への移動時の安全確保

(11) 交通規制対策に関する区域

15日(日)の10：00から16：00まで

- ・ 大小路筋、大道筋及び周辺の交通規制に対する交通整理、誘導
- ・ 固定配置は60箇所程度を予定

(12) 沿道バリカー等の設置及び撤去を必要とする区域

令和5年10月15日（日）8：00から18：00まで

- ・ 交通規制開始後、大小路筋、その周辺の特設会場、交通規制のため沿道バリカー等

を設置及び歩道橋を封鎖し、堺まつり終了後速やかに撤去すること。

7. 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 関係法令を遵守すること。
- (2) 服務規律を厳正にし、協会の名誉を傷つけることのないよう注意すること。
- (3) 事故の取扱い措置にあたっては、緊急やむをえない場合を除いて協会と協議して対応すること。
- (4) 業務期間中は、現場責任者を常駐させ、緊急の事態に速やかに対応できる体制をとること。緊急事態発生等発生時は、必要な臨機の対応をとるとともに、協会に速やかに報告しその指示を仰ぐこと。また、現場責任者は、各業務終了後、協会に警備内容について報告し、交代時は警備内容について引継を行い、トラブルのないように努めること。
- (5) 業務受託者は、来場者や地域住民に対しては言葉づかいなどに留意し、トラブルのないように心がけること。
- (6) 業務実施において不明な点は、協会の指示を仰ぎ適切な履行を心がけること。

8. 警備実施計画書及び警備報告書の提出

- (1) 業務受託者は協会に詳細な警備実施計画書を提出すること。この仕様で改善が必要な点は警備実施要領書作成前に協会と協議すること。また、現場責任者の住所・氏名等を報告すること。
- (2) 業務終了後、ただちに協会に報告し、検査を受けること。また発生した事件や苦情、警備の改善点等を記した警備報告書を提出すること。

9. その他

- (1) 配置及び任務については協議のうえ変更することがある。
- (2) 警備資材等に関する事項は、協会と調整すること。
- (3) この仕様に疑義があるときは協会の判断によるものとし、定めのない事項は双方で協議して定めるものとする。